

18 奈良時代

Point

1 律令国家の成立

701年 の制定 → 唐の律令を手本

律 … 刑罰のきまり / 令 … 政治のきまり

- ・中央（都）… 二官八省を置く
- ・地方 … 国・郡・里に分ける

には中央から貴族を派遣

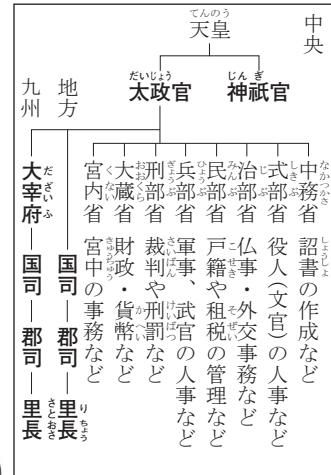
…九州の外交と防衛

708年 が発行される

和同開珎



律令国家の政治のしくみ



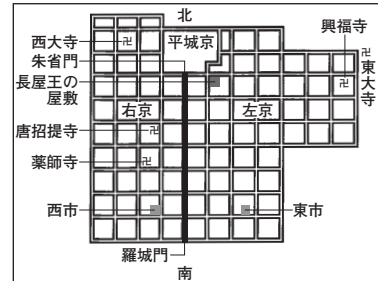
2 奈良時代の始まり

710年 がつくられる

唐の都長安を手本とした
二官八省の役所が置かれる
碁盤目状に土地を区画した

- ・都と地方を結ぶ道路が整備され、駅が設置される

平城京



3 農民のくらし

農民は、6年ごとにつくられる戸籍に、良民と賤民(奴婢など)に分けて登録された

- ・ … 戸籍をもとに、6歳以上の男女に を与え、死ぬと返させる制度

・ 税制

3	収穫した稲の約3%を納める
4	地方の特産物を納める
5	労役のかわりに麻の布を納める
出挙 (すいこ)	稲を借りて利息つきで返す
雑徭 (ぞうよう)	国司のもとで年間60日以内の労役
兵役 (へいえき)	衛士 … 1年間、都の警備 防人 … 3年間、北九州の警備

紀伊国无漏郡進上御贄磯鯛八升

防人の歌
可良己呂武 須宗尔等里都伎
奈苦古良乎 意伎豆曾伎怒也
意母奈之尔志手 (万葉集)
唐衣 裾に取りつき 泣く子らを
置きてぞ来ぬや 母なしにして
(訳) 衣の裾に取りついて泣く
子どもたちを置いてきてしまった。
私の子どもには母親もいないのに。

← 木簡 (調の荷札)

鉄製農具が普及し、稲の収穫量が増える一方で、自然災害により荒れた田が増加

↓
人口増加 } → 口分田の不足 = 租の収入が不足
農民の逃亡 }
723年 さんぜいっしん 三世一身の法の制定
743年 の制定
内容 … 新たに開墾した土地の永久私有を認める

農民のくらし

貧窮問答歌 ひんきやうもんたうか
山地は広いというが やまはひろいといふが わたしに わたしの
とっては狭くなったのか とってはせまくなったのか 日月は ひつげつは
明るいというがわたしのためには あかるいといふがわたしのためには
照ってくださらないのか あててくさらないのか 海草 うみくさ
のようなぼろしか着られずつづれ のよなうばろしかきかざれずつづれ
そんな傾いた家のなかで そんなかたむちのやなかで 地べた ぢべた
にわらをしていて父母は枕のほうに にわらをしていてふぼはまくらほうに
妻や子は足のほうにねころんだ つまやこはあしのほうにねころんだ
わたしに身をよせて わたしにみみをよせて なげき悲し なげきかなしみ
んでいる いんでいる ご飯をたくかまどにも ごはんをたくかまどにも
くもが巢をはってしまつた くもがすだまをはってしまつた そ そ
れなのに それなのに むちを持った里長が むちを持ったさとぢなが
税を出せと戸口でわめいている ぜいを出せとこゝろでわめいている
こんなにもつらいものか こんなにもつらいものか この世 このよ
に生きていくことは に生きていくことは
(二万葉集一より部分要約)

中央の貴族や寺社が、貧しい農民を使って**私有地**を広げる

→ のちに となる

4 聖武天皇の政治と天平文化

1 の治世、ききんや伝染病が流行する

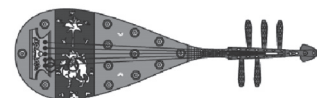
・政治 2

都： 3
→ 大仏・正倉院（聖武天皇の宝物）
地方：国分寺・国分尼寺

こんるりのつき 紺瑠璃杯



五弦琵琶



・仏教： 4 … 何度も遭難して失明しても来日し、正しい仏教を伝える
→ 唐招提寺 とうしやうだいじ

行基 ぎやうき … 橋や用水池などをつくる社会事業をしながら、仏教を広めて歩く

・ 5 … 仏教と唐の文化の影響を強く受けた国際的な文化
↑ 奈良時代に遣唐使が6回派遣される

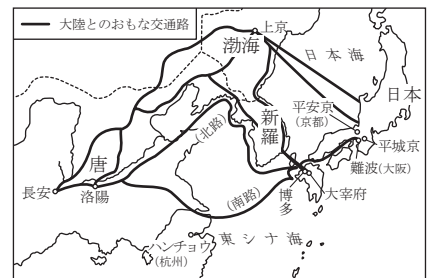
6 ・ 7 … 神話や国の成り立ち

8 … 日本最古の和歌集

→ 柿本人麻呂・大伴家持がまとめる
歌人や農民、防人がつくった和歌など

風土記 ふどき … 地方の自然・産物・伝承 でんしやう

遣唐使の航路



右の年表を見て、次の問いに答えよ。

- (1) 年表中の (A) に入る律令政治のもとになる法律を何というか。

年代	主なできごと
701	(A) が制定される
710	平城京に都が移される…………… B
723	三世一身法が制定される
743	(C) が制定される
752	東大寺の大仏が完成する…………… D

- (2) 年表中 B の時代の農民についてまとめた下の文章を読んで、①～④の問いに答えよ。

戸籍に登録された6歳以上のすべての人々に (a) が与えられ、その人が死ぬと国に返す制度になっていた。人々は税を負担したが、その他にも雑徭や兵役の義務も課せられた。

- ① このしくみを何というか。

- ② 文章中の (a) にあてはまる語句を書け。

- ③ 当時の農民が負担していた下線部についてまとめた資料1の ア～ウ にあてはまる語句を書け。

資料1

税の種類	正丁 (21～60歳の男子)	次丁 (61歳以上の男子)	中男 (17～20歳の男子)	女
ア	稲 (収穫量の3%)	正丁と同じ	正丁と同じ	正丁と同じ
イ	絹, 糸, 真綿などの特産物	正丁の2分の1	正丁の4分の1	正丁の4分の1
ウ	布 (労役のかわり)	正丁の2分の1	なし	なし
雑徭	地方での労役	正丁の2分の1	正丁の4分の1	正丁の4分の1

ア

イ

ウ

- ④ 資料2を見ると、21歳以上の男女比が不自然である。この理由を、資料1から読み取って書け。

資料2

	20歳以下	21～60歳	61歳以上	合計
男性	23人	27人	19人	69人
女性	21人	151人	198人	370人

- (3) 資料3は、年表中 (C) の法令の一部である。この法令を何というか。

 法

資料3

聞くところでは、養老7(723)年の規定では、墾田は期限を終われば、他の土地と同様に国に納められることになっている。しかし、このため農民は意欲を失い、せっかく土地を開墾しても、また荒れてしまう。今後は私有することを認め、期限を設けることなく永久に国に納めなくてもよい。

- (4) 年表中 D について、①・②の問いに答えよ。

- ① この大仏をつくることを命じた天皇はだれか。

 天皇

- ② ①の人物が、都に東大寺を、地方には国分寺や国分尼寺をつくった目的は何か。

(1) 政治や税のしくみなどを整えるために、701年に制定された法令を何というか。

(2) 地方の国を治めるために、中央から派遣された役人を何というか。

(3) 710年に奈良につくられた都を何というか。

(4) 6年ごとに戸籍をつくり、6歳以上のすべての男女に口分田を与え、死ねば国に返させることを定めた制度を何というか。

(5) 公地公民とはどのような制度か。簡単に書け。

(6) 税として定められたものを3つ書け。

(7) 743年に出された、新しく開墾した土地は、永久に私有できるという法令を何というか。

(8) 仏教の力で国を守るために国ごとに国分寺や国分尼寺を建て、東大寺大仏をつくった天皇はだれか。